

(第43号議案)

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第10章 <u>児童発達支援センター</u> (第76条―第79条)</p> <p>第11章 <u>削除</u></p> <p>第12章～第14章 (略)</p> <p>第14章の2 <u>里親支援センター</u> (第102条の2―第102条の7)</p> <p>第15章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第3条 この最低基準は、中野区長(以下「区長」という。)の監督に属する児童福祉施設に入所している者(以下「入所者」という。)が、明るく、かつ、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するように育成されることを保障することを目的とする。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第8条の2 <u>児童福祉施設(助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)</u>は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第10章 <u>福祉型児童発達支援センター</u> (第76条―第79条)</p> <p>第11章 <u>医療型児童発達支援センター</u> (第80条―第82条)</p> <p>第12章～第14章 (略)</p> <p>第15章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第3条 この最低基準は、中野区長(以下「区長」という。)の監督に属する児童福祉施設に入所している者(以下「入所者」という。)が、明るく、かつ、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するように育成されることを保障することを目的とする。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第8条の2 <u>児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)</u>は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練そ</p>

員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2～4 （略）

第8条の3～第17条 （略）

（入所者及び職員の健康診断）

第18条 児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。次項において同じ。）の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2・3 （略）

第19条～第23条 （略）

第2章 （略）

第3章 乳児院

第28条～第32条 （略）

（自立支援計画の策定）

第33条 乳児院の長は、第31条第1項に規定する目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、当該乳幼児やその家庭の状況等を勘案し、自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第34条 （略）

（関係機関との連携）

第35条 乳児院の長は、入所している乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、区市町村保健センターその他の関係機関と連携を図らなければならない。

の他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2～4 （略）

第8条の3～第17条 （略）

（入所者及び職員の健康診断）

第18条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項において同じ。）の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2・3 （略）

第19条～第23条 （略）

第2章 （略）

第3章 乳児院

第28条～第32条 （略）

（自立支援計画の策定）

第33条 乳児院の長は、第31条第1項に規定する目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、当該乳幼児やその家庭の状況等を勘案し、自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第34条 （略）

（関係機関との連携）

第35条 乳児院の長は、入所している乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、区市町村保健センターその他の関係機関と連携を図らなければならない。

#### 第4章 母子生活支援施設

##### 第36条～第40条 (略)

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第41条 第33条及び第34条の規定は、母子生活支援施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等について準用する。この場合において、第33条中「第31条第1項」とあるのは「第40条」と、「乳幼児」とあるのは「母子」と、「の意見」とあるのは「それぞれの意見」と、第34条中「第37条」とあるのは「第38条」と読み替えるものとする。

##### 第42条 (略)

(関係機関との連携)

第43条 母子生活支援施設の長は、入所している母子の保護及び生活支援に当たっては、常に福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センターその他の関係機関と連携を図らなければならない。

#### 第5章・第6章 (略)

#### 第7章 児童養護施設

##### 第56条～第63条 (略)

(関係機関との連携)

第64条 児童養護施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と連携を図らなくてはならない。

#### 第8章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第65条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入

#### 第4章 母子生活支援施設

##### 第36条～第40条 (略)

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第41条 母子生活支援施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第33条及び第34条の規定を準用する。この場合において、第33条中「第31条第1項」とあるのは「第40条」と、「乳幼児」とあるのは「母子」と、第34条中「第37条」とあるのは「第38条」と読み替えるものとする。

##### 第42条 (略)

(関係機関との連携)

第43条 母子生活支援施設の長は、入所している母子の保護及び生活支援に当たっては、常に福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所その他の関係機関と連携を図らなければならない。

#### 第5章・第6章 (略)

#### 第7章 児童養護施設

##### 第56条～第63条 (略)

(関係機関との連携)

第64条 児童養護施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と連携を図らなくてはならない。

#### 第8章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第65条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入

所施設には、次に掲げる設備を設けること。

ア 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

イ (略)

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

(5) 主として肢体不自由 (法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。) のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けること。

ア 支援室及び屋外遊戯場

イ (略)

(6)・(7) (略)

(職員)

第66条 (略)

2～8 (略)

9 福祉型障害児入所施設は、心理支援を行う必要があると認められる児童5人以上に心理支援を行う場合にあつては心理担当職員を、職業指導を行う場合にあつては職業指導員を置かなければならない。

10 心理担当職員の資格については、第29条第5項の規定を準用する。

11 (略)

第67条～第72条 (略)

第9章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第73条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室を設けること。

(2) (略)

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギ

所施設には、次に掲げる設備を設けること。

ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

イ (略)

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けること。

ア 訓練室及び屋外訓練場

イ (略)

(6)・(7) (略)

(職員)

第66条 (略)

2～8 (略)

9 福祉型障害児入所施設は、心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合にあつては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあつては職業指導員を置かなければならない。

10 心理指導担当職員の資格については、第29条第5項の規定を準用する。

11 (略)

第67条～第72条 (略)

第9章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第73条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

(2) (略)

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギ

ブス室、特殊手工芸等の作業の支援に必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。

(4) (略)

(職員)

第74条 (略)

2・3 (略)

4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設は、第2項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければならない。

5・6 (略)

第75条 (略)

第10章 児童発達支援センター

(設備の基準)

第76条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

ブス室、特殊手工芸等の作業の指導に必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。

(4) (略)

(職員)

第74条 (略)

2・3 (略)

4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設は、第2項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

5・6 (略)

第75条 (略)

第10章 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第76条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

(2) 主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。

(3) 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。

(4) 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、規則で定める基準を満たさなければならない。

（職員）

第77条 児童発達支援センターは、次に掲げる職員を置かななければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を、医療機関等との連携により看護職員を当該児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行う場合、当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合及び当該児童発達支援センター（同法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合にあつては看護職員を置かないことができる。

理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

（職員）

第77条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。）は、次に掲げる職員を置かななければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を、医療機関等との連携により看護職員を当該福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行う場合、当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合及び当該福祉型児童発達支援センター（同法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を

(1)~(8) (略)

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

3 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合にあっては看護職員を置かないことができる。

(1)~(8) (略)

2 主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項各号に掲げる職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、同項ただし書に規定する施設及び場合にあっては、それぞれ同項ただし書に規定する職員を置かないことができる。

4 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

5 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項第1号から第7号までに掲げる職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

6 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

4 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

5 第11条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（生活指導及び計画の策定）

第77条の2 第67条第1項及び第68条の規定は、児童発達支援センターについて準用する。この場合において、同条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。

（保護者等との連絡）

第78条 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導につき、協力を求めなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第79条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

7 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

8 第11条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第81条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（保護者等との連絡）

第78条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導につき、協力を求めなければならない。

（準用）

第79条 第67条第1項及び第68条の規定は、福祉型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、同条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。

2 第71条の規定は、主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターについて準用する。

3 第72条第1項の規定は、主として難聴児を通



第11章 削除

第80条から第82条まで 削除

所させる福祉型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、同項中「盲ろうあの原因」とあるのは、「難聴の原因」と読み替えるものとする。

第11章 医療型児童発達支援センター  
(設備の基準)

第80条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- (2) 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第81条 医療型児童発達支援センターは、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要な職員
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 看護師
- (5) 理学療法士又は作業療法士
- (6) 児童発達支援管理責任者

2 第11条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に関し、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第82条 第67条第1項、第68条、第72条第2項及び第78条の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、第68条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。

## 第12章 児童心理治療施設

### 第83条～第88条 (略)

(関係機関との連携)

第89条 児童心理治療施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、区市町村保健センターその他の関係機関と連携を図らなくてはならない。

### 第13章 (略)

## 第14章 児童家庭支援センター

### 第100条・第101条 (略)

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

### 第102条 (略)

2 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、区市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、支援業務を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 (略)

### 第14章の2 里親支援センター

(設備の基準)

第102条の2 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(次条第3項第3号において「里親等」という。)が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第102条の3 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

## 第12章 児童心理治療施設

### 第83条～第88条 (略)

(関係機関との連携)

第89条 児童心理治療施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、区市町村保健センターその他の関係機関と連携を図らなくてはならない。

### 第13章 (略)

## 第14章 児童家庭支援センター

### 第100条・第101条 (略)

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

### 第102条 (略)

2 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、区市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、支援業務を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 (略)

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親等への支援の実施に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第102条の4 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第102条の5 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に

従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第102条の6 第34条の規定は、里親支援センターにおける業務の質の評価等について準用する。この場合において、同条中「第37条」とあるのは、「第44条の3第1項」と読み替えるものとする。

(関係機関との連携)

第102条の7 里親支援センターの長は、里親等への支援に当たっては、常に都道府県、区市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員その他の関係機関と連携を図らなければならない。

第15章 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第11条の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、この条例による改正後の中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第76条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第15章 (略)

附 則 (略)

3 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新条例第77条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に設置しているこの条例による改正前の中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「旧条例」という。）第76条第1号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び同条第3号に規定する主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第76条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に設置している旧条例第76条第1号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び同条第3号に規定する主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第77条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。